中原区役所生涯学習支援課社会教育指導員非常勤嘱託員設置要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、中原区役所まちづくり推進部生涯学習支援課に勤務する社会教育指導員非常勤嘱託員（以下「嘱託員」という。）の職務等について、必要な事項を定めるものとする。

（身分）

第２条　この要綱において、嘱託員とは、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第３条第３項第３号に規定されている非常勤職員をいう。

（職務）

第３条　嘱託員は、社会教育の振興を図るため次の各号に掲げる職務に従事する。

(1)　社会教育事業の企画・実施に関すること。

(2)　社会教育関係団体の育成に関すること。

(3)　学習情報の収集・整理・提供に関すること。

(4)　学習相談に関すること。

(5)　広報活動に関すること。

（定数）

第４条　嘱託員の定数は、１名とする。

（任用及び任用期間）

第５条　嘱託員は、第３条に掲げられる職務の遂行能力があると認められる者の中から、中原区役所副区長が選考の上、総務企画局人事部長の合議を経て、市長が任命する。

２　嘱託員の任用の期間は、原則として１年以内とする。

（任用条件の明示）

第６条　嘱託員の任用に際しては、その者に対して任用期間、報酬及び勤務時間その他の条件を明示するものとする。

（任用の更新）

第７条　市長は、任用期間内の勤務成績が良好である嘱託員について、その任期を４回に限り更新することができる。また、更新する場合は、３０日以上前にその旨を本人に通知するものとする。ただし、「川崎市退職職員に係る非常勤嘱託員取扱要綱」の適用を受ける者は、満６５歳に達した日以後における更新はできない。

２　市長が特に必要であると認めたときは、前項の規定にかかわらず任用期間を満了した嘱託員を再度任用することができる。

（服務）

第８条　嘱託員は、職務の遂行に当たっては、全力をあげてこれに専念しなければならない。

２　嘱託員は、職務の遂行に当たっては、法令及びこの要綱に定めるものを除くほか、上司の命令に忠実に従わなければならない。

３　嘱託員は、その信用を傷つけ、又は嘱託員の職の不名誉となるような行為をしてはならない。

４　嘱託員は、上司の許可があった場合を除くほか、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならな

い。その職を退いた後も同様とする。
５　前各項に定めるもののほか、嘱託員の服務については正規職員の例による。

（退職）
第９条　嘱託員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その日をもって退職する。
(1)　任用期間が満了した日
(2)　退職を願い出て承認があった日
(3)　死亡したとき

（解職）
第１０条　嘱託員は、次のいずれかに該当するときは、市長はその職を解くことができる。
(1)　勤務成績が良くないとき。
(2)　心身の故障のため、その業務遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
(3)　その他その職に必要な適格性を欠くとき。

（勤務日等）
第１１条　嘱託員の勤務日は、週に４日とし、生涯学習支援課長の指定した日とする。
２　嘱託員の勤務時間は、午前９時００分から午後５時１５分までとする。
３　嘱託員の休憩時間は、前項の勤務時間の途中に６０分置くものとし、その割振りは別に定めるものとする。

（休日）
第１２条　嘱託員の休日は、次のとおりとする。
(1) 4 週間を通じて 12 日
(2) 国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日
(3) １月１日から１月３日まで及び１２月２９日から１２月３１日までの日

（年次有給休暇）
第１３条　嘱託員に対して、別表第１に掲げる区分に応じた年次有給休暇を、原則として１日を単位に付与することができる。ただし、４月１日から翌年３月 31 日までの期間（以下「年度」という。）の中途で任用された嘱託員については、その年度内において任用期間に応じて別表第２に規定する日数を付与することができる。
２　第７条の規定に基づき、任用が更新された場合において、前年度（直近１年度に限る。）に付与した年次有給休暇の日数のうち使用しなかった日数がある場合は、当該年度に限り繰り越すことができる。

（特別休暇）
第１４条　嘱託員に対して、川崎市非常勤嘱託員に関する要領（４川総雇第７４号）又は川崎市退職職員に係る非常勤嘱託員取扱要綱（４川総雇第７３号）に定めるところにより特別休暇を付与することができる。

（育児休業）
第１５条　嘱託員は、川崎市非常勤嘱託員に関する要領又は川崎市退職職員に係る非常勤嘱託員取扱要綱に定めるところにより育児休業をすることができる。

（部分休業）
第１６条　市長は、嘱託員が請求した場合において、川崎市非常勤嘱託員に関する要領又は川崎市退職職員に係る非常勤嘱託員取扱要綱に定めるところにより部分休業を承認することができる。

（報　酬）
第１７条　嘱託員には、第１種報酬及び第２種報酬を支給する。
２　第１種報酬の月額は、次のとおりとする。

１週間の勤務日数	報　酬　月　額
４　　日	１７０，０００円

３　第２種報酬の額は、嘱託員の通勤の事情等に応じ総務企画局長が別に定めるもののほか、正規職員の例による。
４　第１種報酬及び第２種報酬の合計額は、川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例（昭和２２年川崎市条例第１２号。以下「条例」という。）第１条第３項に定める報酬額の限度額を超えないものとする。
５　前各項に規定する第１種報酬及び第２種報酬の支給方法は、総務企画局長が別に定めるもののほか、正規職員の例による。

（月の中途任用又は退職等の場合の第１種報酬）
第１８条　嘱託員が月の途中において任用された場合の当該月の第１種報酬額は、当該月の初日から任用日の前日までの間の本来勤務すべき日数に１日の勤務時間数を乗じて得た勤務時間数に第２０条に定める勤務１時間当たりの第１種報酬額を乗じて得た額を前条第２項の第１種報酬月額から減額する。
２　嘱託員が月の中途において退職した場合の当該月の第１種報酬額は、退職日の翌日から当該月の末日までの間の本来勤務すべき日数に１日の勤務時間数を乗じて得た勤務時間数に第２０条に定める勤務１時間当たりの第１種報酬額を乗じて得た額を前条第２項の第１種報酬月額から減額する。ただし、死亡退職の場合は、全額支給するものとする。

（第１種報酬の減額）
第１９条　嘱託員が勤務日に勤務しないときは、有給の休暇を取得している期間を除き、その勤務しない１時間につき、次条に定める勤務１時間当たりの第１種報酬額を減額して支給する。
２　前項の場合において、勤務しない時間数に３０分未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、３０分以上１時間未満の端数を生じたときは、これを切り上げるものとする。

（勤務１時間当たりの第１種報酬額）
第２０条　嘱託員の勤務１時間当たりの第１種報酬額は、１，３５３円とする。

（費用弁償）
第２１条　嘱託員がその職務のため出張するときは、条例第５条第２項及び第３項の規定に基づき、川崎市旅費支給条例（昭和２２年川崎市条例第２１号）別表の４等級に相当する旅費又は川崎市職員の市内出張旅費に関する規則（昭和３７年川崎市条例第５０号）の規定による旅費を費用弁償として支給する。
２　前項の費用弁償の支給方法は、正規職員の例による。

（公務災害等の補償）
第２２条　嘱託員の公務上の災害又は通勤による災害の補償は、労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）に定めるところによる。
２　嘱託員が公務上の災害又は通勤による災害を受け、勤務日に通勤しない場合、当該期間に対する第１種報酬及び第２種報酬は支給しない。

（社会保険の適用）
第２３条　嘱託員に対する社会保険の適用については、健康保険法（大正１１年法律第７０号）、厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号）、雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）及び介護保険法（平成９年法律第１２３号）の定めるところによる。

（健康診断）
第２４条　嘱託員には、正規職員に準じて健康診断を実施する。

（定めのない事項）
第２５条　この要綱に定めのない事項については、労働基準法（昭和２２年法律第４９号）その他関係法令の定めるところによるもののほか、中原区長が定める。

附　則
（施行期日）
この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。
（任用の更新に関する経過措置）
１　「川崎市退職職員に係る非常勤嘱託員取扱要綱」の適用を受ける者のうち次の表の左欄に掲げる日に生まれた者における第６条第２項の規定の適用については、同項中「４回」とあるのは、同表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

昭和２２年４月１日以前に生まれた者	２回
昭和２２年４月２日から昭和２４年４月１日までの間に生まれた者	３回

２　「川崎市退職職員に係る非常勤嘱託員取扱要綱」の適用を受ける者のうち次の表の左欄に掲げる日に生まれた者における第７条第１項の規定の適用については、同項中「満６５歳」とあるのは、同表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

昭和２２年４月１日以前に生まれた者	満６３歳
昭和２２年４月２日から昭和２４年４月１日までの間に生まれた者	満６４歳

附　則
（施行期日）
１　この要綱は、平成２２年６月３０日から施行する。
（経過措置）
２　この要綱の施行の日前に使用された改正前の要綱の規定による子の看護を事由とする特別休暇の取扱については、改正後の要綱の規定による子の看護を事由とする特別休暇として使用したものとみなす。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

別表第１（第１２条関係）

１週間の勤務日数	勤続年数ごとの休暇日数				
	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
4　　日	7日	8日	9日	10日	12日

別表第２（第１２条関係）

１週間の勤務日数	任用月ごとの休暇日数						
	4月～9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
4　　日	7日	3日	3日	2日	2日	1日	1日